

法学系と臨床心理学系の横断講義が学生に与えた影響

小正 浩徳^{1,2}, 武田 俊信^{1,2}, 廣橋 諒一¹

¹ 龍谷大学文学部

² 龍谷大学犯罪学研究センター

Attitude changes among law and clinical psychology students when working on an exercise on crime together.

Komasa Hironori^{1,2}, Takeda Toshinobu^{1,2}, Hirohashi Ryoichi¹

¹ Faculty of Letters, Ryukoku University

² Criminology Research Center, Ryukoku University

要旨

今後求められる犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対する学部を横断したPBL教育を実施し、その影響について厳罰志向性と公正世界信念を用いて検討を行った。この結果、講義が参加者全体の厳罰志向性と公正世界信念との結びつきに変化を与える可能性がある一方で、厳罰志向性、公正世界信念そのものの変化はみられないことが明らかにされた。しかし、厳罰志向性の高い学生と低い学生とで比べると、厳罰志向性が高い学生において、厳罰志向性が減じられる傾向にあることが分かった。

詳細にみると、加害者の社会復帰に対する思いが高まる傾向があり、刑罰と精神疾患について関連させて考えるという更生に関する思いに変化が生じていた。これは、講義内で犯罪と刑罰の関係を考えるよりも、犯罪加害者も同じ人間であり育ってきた歴史や環境があること、参加者が学問系も含めて異なる考え方であることを知る体験をしたこと、自分の中で相手に対する様々な思いが生じてそれを認めたうえで、相手と共に社会生活を送ることについて考える大切さが説かれたことの影響ではないかと考えられた。

This study examined whether law and clinical psychology students' severe punishment orientation with regards to their belief in a just world would change when students take part together in an exercise on crime. The results showed that participation in the exercises could change the relationship between students' severe punishment orientation and their belief in a just world. In addi-

tion, it was found that students who were initially highly oriented toward strict punishment decreased this orientation who after participating in the exercises, more so than those who were less oriented toward strict punishment. A closer examination revealed that students who were highly oriented toward severe punishment were more willing to consider the reintegration of offenders back into society after participating in the exercise. In addition, they were more willing to consider the nature of punishment and rehabilitation of mentally ill patients. The reasons for these changes are as follows. Law students and clinical psychology students participated in the exercise together, and they learned the differences in thought processes in relation to crime; they additionally discussed what is necessary for individuals to live together in a society, acknowledging the differences between their and others' way of thinking.

キーワード：厳罰志向性，PBL教育，学部横断講義

Key words : severe punishment orientation, Problem-based Learning, interdisciplinary education

1. はじめに

法務省（2014）は再犯防止対策として、犯罪や非行をした者が再び社会に戻ることをふまえて、この者たちを孤立させないように立ち直りを支援する社会を目指すことを宣言した。2022年6月には刑法が改正され、「再犯を防ぐため、刑罰の目的を「懲らしめ」から「立ち直り」」（朝日新聞，2022）としたことが大きなポイントとなっている。この改正に示されるように、今後は犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りが求められる。ゆえに本研究では、将来この更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対して、協働して学ぶという学部横断講義を実施し、その影響を検討してみたい。具体的には、学生自身が持つ犯罪加害者に対する厳罰を望む強さと社会が公正であるかどうかという思いを測る質問紙を講義の前と後に実施し、講義後の感想とあわせてその結果を考察し、さらにはこのテーマに関する大学教育のあり方について考えてみたい。

(1) 更生社会と支援

こうした立ち直りに向けた支援について、中村（2011）は加害者治療の観点から、司法の強制力を不可欠としつつそのうえで心理的なアプローチの必要性を説いている。支援者の立場からの検討として、武田・石塚・長谷川（2021）は、物質使用障害への医療観察法における処遇の現状と課題を整理し考察するなかで、社会復帰に向けた支援者が現行のシステムで支援を行うことに難渋していることから、その見直しの必要性と同時に支援者が疲弊した状況にあることを指摘している。浜井（2021）は、受刑者はやがて社会に戻ることから、再犯防止そして更生には社会の中で縁をもつこと、それは一人ではできないことを指摘し、立ち直りに向けた社会づくりを説いている。これをコミュニティ心理学の視点で考えると、社会環境として立ち直りを必要とする者を理解し、受け入れる土壌を育てるということになる。

一方で、社会復帰に関わる支援者自身の思いの中に、より閉鎖性の高いまたは厳正な処遇を求める声があることも明らかにされており、このような声がある背景に制度上の問題等が指摘されている（武田・石塚・長谷川，2021）。この指摘には2つの視点があると考えられる。一つは、古藤（2020）がヘルスケアの援助職者の中にも違法薬物使用者に対する差別・偏見があると指摘しているように、支援者を取り巻く様々な環境もさることながら、支援者自身が支援対象者に対してどのような思いを持っているのかということも重要になるのではないかとこの視点である。この差別・偏見についてGoffman（1963）はstigmaという言葉を用い、stigmaを持たれてしまう人に対して「われわれはいろいろな差別をし、ときに深く考えもしないで、事実上の彼らのライフ・チャンスを狭めている」と述べている。また、坂田・川島（2021）は、刑務所出所者へのstigmaが強いとその者に対する許容度が下がる可能性があることを示唆している。このように、私たちには、法を犯した者に対するstigmaによって、社会復帰する際に影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

もう一つは、厳正な処遇つまりはその行為に対する司法を含めた何らかの処罰的対応を行う意識が支援者自身の中にあるのではないかとこの視点である。この「処罰」ということについて、成果に対して正当な評価を得ていないことや、逆にその行為に対して一切責任を問われないということがあるという思いに代表されるような不公正感を感じると厳罰を与えたい意識を高める傾向があるとされる（板山，2012）。また、人々が持つ内在的公正世界信念（ある出来事が起こった原因を、過去の行いによるものと信じる傾向）の強さは犯罪加害者への厳罰指向に関係する（村山・三浦，2015）。このように、法を遵守するという事の中には、私たち自身の中にある不公正感や内在的公正世界信念により厳罰を求める心性が働く一面があると考えられる。そしてこのことも、社会復帰・参加への影響を及ぼしているのではないかとと思われる。

ところで、stigma軽減にむけたアプローチも研究されている。たとえば、精神疾患に関する生物医学的知識を伝えること（Ojio et al., 2019）や知識を伝えるとともに学生のステレオタイプに介入すること（檜原，2020）という教育的介入や、与えられた属性だけで判断することが問題であると捉えようとするアクセプタンス&コミットメントセラピー（ACT）を応用する介入（津田・武藤，2016）があり、一定の効果が報告されている。これらの共通点として、私たちが持っているstigmaに対して知識や考え方を提供することによって、その結びつきに変化を与えようとしていることがあげられる。このことは「犯罪加害者には厳罰を与えるべき」という結びつきに変化を与え、犯罪加害者に対する更生の場への視点を広げることへの応用が可能ではないかと考える。

（2）大学教育の可能性

大学には心理の国家資格である公認心理師養成のための課程が作られてきており、そこには臨床心理学系の学生たちが多く学んでいる。公認心理師の専門とする職域の一つに司法領域があり、そこで更生に関わることになる。また、司法領域にて働くのは公認心理師だけではなく、様々な分野の職種がある。たとえば、法律に関わるという点からも、法学系で学ぶ学生も更生に関わる職種につくものもあるだろう。このように更生を目指す社会環境の将来を担うだろう者たちが大学で専攻を別にし

て学んでいる。

このような状況を踏まえて、小正・廣橋・武田（2019, 2020）は司法領域における求められる法学と心理学の融合的教育のあり方を模索するために心理学を学ぶ大学生に調査を行った。その結果、学生たちは体験型の講義を求めていることから、大学初年次生に向けた法学と心理学による支援に関するイントロダクションとなる講義の必要性を示唆している。さらに、共通のテーマに対して学部を超えた教育実践として、中央大学では、ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）という学部を横断して実践的な課題に取り組む制度を採りいれている。これらから、法学系と臨床心理学系の学生が同時に同一のテーマを検討する講義を実施することは一定の効果があるものと考えられる。

近年、実践的な課題に取り組む大学教育のあり方として学生の主体的な学びの観点からPBL教育が求められるようになってきている。専門職養成におけるPBL教育として、例えば浜松医科大学では医学部生に対して「PBLという言葉は、Problem-based learningの略で、課題（症例）に基づく学修アプローチという意味です。すなわち課題に立脚しながら学修を進める方法」と定義した教育を行っている。ここでは、学生を少人数のグループに分け、医学部生が将来出会うだろう事例（症例）を中心とした課題について、学生自らが「与えられた情報（Facts）を基に様々な仮説を立てる・メカニズムを考える」こと、そして実際にそれらについて調べ、発表、まとめを行う学修形態をとっている。

一方で、三重大大学では教育学部PBL教育研究プロジェクトにて、教員養成として実践的指導力育成を目指し「PBL（Problem-based Learning & Project-based Learning）チュートリアル教育」の実践、検証を行っている。この取り組みでは、医学部教育では事例（症例）を取り上げるのに対して、「学校現場をはじめ、さまざまな「場」（学校以外の教育や療育現場、文化施設、企業、自治体、地域等）における実践に学生が直接参加する学習形態」として取り組んでいる。

これら事例をもとにした小グループ活動でも、実際の「場」に直接参加する学習であっても、学生が求める体験型の講義となり、その学びから学生に影響を与えることになると考えられる。

(3) 本研究の目的

以上より、犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来この更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対して、協働して学ぶという学部横断講義が与えた影響を検討する。講義において、犯罪者に関する学生自身のイメージを知り、模擬事例を通して処罰と更生についてディスカッションを行い、犯罪加害者に対して臨床心理学的視点での考え方の一例を示すことによって、学生自身がもつ「厳罰志向性」に変化があるのか、またそれに影響を与えているとされる「不公正感」や「内在的公正世界信念」にも影響を与えるか検討することとする。具体的には、厳罰志向性が高い学生群と低い学生群とに分け、それぞれの群において、講義前と講義後の厳罰志向性と公正世界信念の差異を検討する。あわせて講義後の感想も求め、これらから今後求められる犯罪加害者の更生支援に向けた社会環境づくりに向けた大学教育について考察する。

2. 方法

研究参加者 A県にある大学の法学系と臨床心理学系の学生1, 2, 4年次生計16名(男性6名, 女性10名; 法学系1年次生4名, 2年次生4名, 臨床心理学系1年次7名, 4年次生1名)。このうち今回の分析対象となったのは, 講義後の感想については14名(男性6名, 女性8名; 法学系1年次4名, 2年次3名, 臨床心理学系1年次7名)である。また, 「厳罰志向性」と「公正世界信念」については事前と事後両方の質問紙にもれなく回答があった13名(男性5名, 女性8名; 法学系1年次4名, 2年次2名, 臨床心理学系1年次7名)である。

参加者は, 法学系の講義ならびに臨床心理学系の講義にて配布された「犯罪加害者への支援を考えてみませんか?」と題したチラシの内容に同意し参加を希望した者である。そのチラシには, ①「主に1年次生を中心とした講義外で行われる研究授業であり, 参加の有無によって成績評価に一切影響のないこと」, ②「研究授業は1回(90分間)のみであること」, ③「参加者の考えや思いについて尋ねる質問紙を実施すること」, ④「研究授業内で得られた情報は, 匿名化し数値化・記号化し統計的分析されるなど個人情報の保護に最大限の配慮をすること」, ⑤「分析結果は学会等で報告される予定であること」といった内容が書かれていた。

実施時期 2021年11月

質問紙内容 講義前(事前)に実施した質問紙は, 「学籍番号(記入式)」「所属学部・学科(法学系か臨床心理学系の選択式)」「学年(1年, 2年, 3年以上, の3つの選択式)」「性別(男性, 女性, 無回答の選択式)」というデモグラフィック項目, 村山・三浦(2015)による「公正世界信念尺度」12項目, 板山(2012)による「厳罰志向性尺度」13項目で構成された(参考資料(1), (2)参照)。なお, 学籍番号の回答を求めたのは講義後に実施する質問紙との回答者のマッチングを図るためである。

「公正世界信念尺度」は「1. 全くそう思わない」～「6. かなりそう思う」の6件法である。この尺度は「究極的公正世界信念」(「苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがてくる」といった4つの質問項目で構成される), 「内在的公正世界信念」(「どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである」といった4つの質問項目で構成される), 「不公正世界信念」(「世の中のことはたいてい不公平だ」といった4つの質問項目で構成される)の3因子で成り立っている。結果分析にあたり, 各因子内の質問の得点を平均して用いた。得点平均が6に近いほど, その因子が示す傾向が強いということである。

「厳罰志向性尺度」は, 「1. 全くそう思わない」～「3. どちらともいえない」～「5. かなりそう思う」の5件法である。1因子構造であり, 「裁判所は犯罪者に甘すぎると思う」「凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある」といった質問で構成される。結果分析にあたり, 質問の得点を平均して用いた。得点平均が5に近いほど, 厳罰志向が強いということになる。なお, 実施にあたっては板山(2012)の13項目を採用したが, 分析にあたりこの13項目をさらにブラッシュアップした板山(2018)の9項目を用いた。

講義後(事後)に実施した質問紙は上記内容に加えて講義感想や今後に向けたリクエストを自由記

述で求めた。

以上の質問項目について、Google フォームを利用して回答を求めた。また、統計的な分析は MacOS 版の IBM SPSS Statistics (V28.0.1) を用いた。

講義構成 講義は次の流れで行った (参考資料 (3) 参照)。なお、講義者は臨床心理学を専門としている者である。

- 1) 事前質問紙の実施、講義の趣旨説明、参加者のグループ分け、参加者自己紹介 (およそ10分)
- 2) ディスカッション 1 参加者自身が持つ「少年犯罪の加害者イメージ」について KJ 法を用いたグループ内検討 (およそ30分)

ここでは、『「少年犯罪の加害者」と聞いてイメージすること』と質問を提示し、一人につき5枚配布した付箋紙に、1枚につき1イメージを記入、計5枚を作成させた。その後、グループ内でその付箋紙を A2 サイズの紙に貼り付け、意味内容が同一とみなせるものをグルーピングさせた。そして、そのグルーピングできたものを一言で表せるようなタイトルを検討させた。

- 3) ディスカッション 2 「模擬事例」のグループ内検討 (およそ30分)

まず、模擬事例 (参考資料 (4) 参照) の【ディスカッション 2 開始時提示内容】を読み【ディスカッション用質問】にもとづき、グループ内でディスカッションを行った (およそ15分)。その後【再ディスカッション用追加資料】を提示し、再度【ディスカッション用質問】にもとづきグループ内でディスカッションさせた (およそ15分)。

この模擬事例は、板山 (2018) の結果をもとに参加者に近い年齢層を意識して創作した。

- 4) 講義実施者 (研究代表者) によるミニ講義 (およそ25分)

PowerPoint を提示 (参考資料 2 参照) しつつ、ミニ講義を実施した。

- 5) 事後質問紙の実施

3. 結果

事前、事後に行った「厳罰志向性」尺度の得点と「公正世界信念」尺度 3 因子の得点について Pearson の相関係数を求めた (表1-1, 表1-2)。

表1-1 事前に実施した「厳罰志向性」尺度と「公正世界信念」尺度 3 因子の相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	-.252	-.236	.674*

* $p < .05$

表1-2 事後に実施した「厳罰志向性」尺度と「公正世界信念」尺度3因子の相関係数

	究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	.121	.366	.632*

* p<.05

表1-1, 表1-2に示すがごとく, 事前, 事後ともに「厳罰志向性」得点と「不公正世界信念因子」得点との間に有意な中程度の正の相関がみられた。そこで「公正世界信念」の各因子間の影響を排し「厳罰志向性」との直接の関係を調べるべく, 「公正世界信念」3因子それぞれと「厳罰志向性」について偏相関係数を求めた(表1-3, 表1-4)。

表1-3 事前に実施した「厳罰志向性」と「公正世界信念」3因子の偏相関係数

		究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	相関係数	.532	-.691*	.839**
	自由度	9	9	9

* p<.05 ** p<.01

表1-4 事後に実施した「厳罰志向性」と「公正世界信念」3因子の偏相関係数

		究極的公正世界 信念因子	内在的公正世界 信念因子	不公正世界信念 因子
厳罰志向性	相関係数	.288	-.022	.623*
	自由度	9	9	9

* p<.05

表1-3, 表1-4に示すがごとく, 事前では厳罰志向性と内在的公正世界信念因子, 不公正世界信念因子との間に有意な相関がみられた。具体的には, 厳罰志向性と内在的公正世界信念因子では有意な中程度の負の相関がみられた。不公正世界信念因子では有意な高い正の相関がみられた。

一方事後では, 厳罰志向性と不公正世界信念因子との間でのみ有意な中程度の正の相関がみられた。

続いて, 参加者全体, 男性内, 女性内, 法学系内, 臨床心理学系内それぞれの事前と事後の公正世界信念各因子ならびに厳罰志向性得点の変化を確認するために, 対応のあるt検定を行った(表2-1から表2-5)。

表2-1 参加者全体 (N=13) の事前と事後の得点変化

		事前		事後		df	t	p	d
		平均	標準偏差	平均	標準偏差				
	究極の公正世界信念因子	2.385	1.269	2.500	1.233	12	-0.737	0.475	-0.092
公正世界信念尺度	内在の公正世界信念因子	3.558	0.908	3.538	1.040	12	0.099	0.923	0.019
	不公正世界信念因子	4.462	1.015	4.404	1.313	12	0.297	0.772	0.045
敵罰志向性尺度		3.077	0.746	2.880	0.652	12	1.561	0.144	0.276

表2-2 男性内 (N=5) の事前と事後の得点変化

		事前		事後		df	t	p	d
		平均	標準偏差	平均	標準偏差				
	究極の公正世界信念因子	1.900	1.475	1.900	1.421	4	0.000	1.000	0.000
公正世界信念尺度	内在の公正世界信念因子	2.950	1.081	2.750	1.225	4	0.502	0.642	0.172
	不公正世界信念因子	4.400	1.399	4.400	1.791	4	0.000	1.000	0.000
敵罰志向性尺度		3.178	1.151	2.689	0.960	4	2.107	0.103	0.432

表2-3 女性内 (N=8) の事前と事後の得点変化

		事前		事後		df	t	p	d
		平均	標準偏差	平均	標準偏差				
	究極の公正世界信念因子	2.688	1.116	2.875	1.018	7	-0.832	0.433	-0.174
公正世界信念尺度	内在の公正世界信念因子	3.938	0.563	4.031	0.525	7	-0.444	0.670	-0.172
	不公正世界信念因子	4.500	0.802	4.406	1.060	7	0.318	0.760	0.097
敵罰志向性尺度		3.014	0.430	3.000	0.398	7	0.124	0.905	0.033

表2-4 法学系内（N=6）の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極の公正世界信念因子	2.708	1.706	2.583	1.737	5	1.168	0.296	0.072
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.375	1.148	3.250	1.214	5	0.374	0.723	0.105
不公正世界信念因子	4.417	1.190	4.458	1.512	5	-0.222	0.833	-0.022
厳罰志向性尺度	3.278	1.006	2.870	0.859	5	1.938	0.110	0.420

表2-5 臨床心理学系内（N=7）の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d
	平均	標準偏差	平均	標準偏差				
究極の公正世界信念因子	2.107	0.775	2.429	0.718	6	-1.236	0.263	-0.429
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.714	0.699	3.786	0.883	6	-0.295	0.778	-0.087
不公正世界信念因子	4.500	0.935	4.357	1.240	6	0.426	0.685	0.125
厳罰志向性尺度	2.905	0.442	2.889	0.484	6	0.127	0.903	0.034

表2-1から表2-5に示すがごとく、参加者全体、男性内、女性内、法学系内、臨床心理学系内の事前事後の変化はいずれもみられなかった。

次に、参加者全員の厳罰志向性得点の平均（3.077）より数値の高いものを高群、低いものを低群として分けた。そして、それぞれの群における事前と事後の公正世界信念各因子ならびに厳罰志向性得点の変化を対応のあるt検定にて確認した（表3-1、表3-2）。

表3-1. 厳罰志向性高群（N=6）内の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差					
究極的公正世界信念因子	2.042	1.259	2.042	1.229	5	0.000	1.000	0.000	
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.333	0.719	3.542	0.732	5	-0.797	0.462	-0.287	
不公正世界信念因子	5.042	0.928	5.375	0.802	5	-1.305	0.249	-0.379	
厳罰志向性尺度	3.685	0.638	3.296	0.327	5	2.267	0.073	0.573	†

† .05<p<.10

表3-2. 厳罰志向性低群（N=7）内の事前と事後の得点変化

	事前		事後		df	t	p	d	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差					
究極的公正世界信念因子	2.679	1.297	2.893	1.180	6	-0.779	0.466	-0.171	
公正世界信念尺度 内在的公正世界信念因子	3.750	1.061	3.536	1.310	6	0.764	0.474	0.171	
不公正世界信念因子	3.964	0.847	3.571	1.077	6	1.704	0.139	0.381	
厳罰志向性尺度	2.556	0.294	2.524	0.663	6	0.190	0.856	0.040	

表3-1, 表3-2に示すがごとく, 高群内の厳罰志向性得点において事前よりも事後が低いという有意な傾向がみられ, その効果は中程度であった ($t(5) = 2.267$ $p = 0.073$ $d = 0.573$). それ以外では高群内, 低群内ともに有意差はみられなかった.

厳罰志向性高群において, 厳罰志向性得点に事前と事後の間に有意な傾向の差がみられたため, さらに検討するために, 高群内における厳罰志向性の各質問項目の事前と事後の差を確認した (表4).

表4. 厳罰志向性得点の高群内における厳罰志向性の各質問の事前事後の差

質問項目 (R)は逆転項目	事前		事後		df	t	p	d	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差					
たとえ殺人事件を起こしたとしても、死刑にすることには反対である (R)	4.000	0.894	4.167	0.753	5	-0.542	0.611	-0.199	
裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う (R)	4.333	0.816	3.000	1.265	5	2.169	0.082	1.252	†
凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある (R)	2.833	1.472	2.500	1.049	5	0.791	0.465	0.245	
たとえ刑に服したとしても、犯罪者が完全に更生するのは無理だと思う	3.833	0.983	4.333	0.816	5	-1.464	0.203	-0.547	
裁判所は犯罪者に甘すぎると思う	2.667	1.033	2.333	1.033	5	0.598	0.576	0.323	
メディアの報道を見て、なぜ刑罰があんなに軽いのかと疑問に思うことがある	4.000	1.095	3.833	1.169	5	1.000	0.363	0.145	
犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う	4.333	0.516	2.833	1.329	5	3.000	0.030	1.354	*
殺害したのが1人だからという理由で、死刑にならないのはおかしいと思う	4.000	1.265	3.667	1.033	5	0.674	0.530	0.286	
自分が裁判員に選ばれたら、今までよりもっと重い刑を与えたい	3.167	1.169	3.000	1.095	5	1.000	0.363	0.145	

†.05<p<.10 *p<.05

表4. に示すがごとく、事前事後間で有意差がみられたのは「犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う」であり、効果量も大きいものであった ($t(5) = 3.000$ $p = 0.030$ $d = 1.354$)。有意な傾向の差がみられたのは「裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う」であり、効果量も大きいものであった ($t(5) = 2.169$ $p = 0.082$ $d = 1.252$)。

講義後質問紙に回答のあった14名の講義後質問紙の自由記述を一文ずつに分解したところ25文収集できた。この25文について意味内容等からまとめたものを表5. に示す。なお、個人情報と判断される部分（学部学科名の記載等）や誤字脱字については、意味内容や本質を変えないように一部修正を行っている。

表5. 講義後質問紙に記載された自由記述の分類結果

学部横断講義に関する感想（9文） 普段は関わることない分野を勉強している方と話し合えたことは楽しかった。 臨床心理学の方と意見を交えることで、新たな発想を得られることができ、またそれと同時に考える力を養うことができました。 臨床心理学の方々は発想が柔軟で、問題の根本的な部分の解決策を考えられているのに刺激を受けました。 授業を通して他人との意見の相違や考え方の違いかたを議論によって知ることができ、有意義な時間だった。 初めての参加で少し緊張しましたが話したことの無い人と話し、色んな考え方と触れ合うことが出来たので面白かったです。 法学系の人と臨床心理学系の人では全く考え方が違ったのが面白かったです。 同じ臨床心理学系だと共感するような方が多いですが、法学系の方との交流で、必ずしも自分の意見が肯定されないというのが面白かったです。 臨床心理学系と法学系の方では考え方や見ている部分が異なることがあり興味深いと感じました。 法学系の方は、臨床心理学系とは違った考え方をされるので異なる知見を得ることができ、とても有意義な時間でした。
次回以降の学びに関する感想（6文） 成人や発達障害、加害者家族など多角的な話し合いをしたい。 今後の講義があるならば、プロパガンダに用いられる心理学の手法やレッテル貼りの効果が知りたいです。 保護処分について何も知識がなく、もっと知らなければならないなと感じた。 犯罪心理学には元から興味があり、犯罪を犯してしまう人の心理をもう少し詳しく学び、だれかを除外せず全員で社会に参加する方法についてもっと深く考えてみたいと思いました。 今回のような、「人の解剖に興味がある」「人を殺すことに興味がある」という人間に対して、カウンセリングはどう行われるのか、法学系としては気になる。 今後融合授業を行うならば、本日の最後におっしゃられたような生活する人全員が安心安全に暮らすための部分を議論したいと思った。
講義に関する感想（7文） 今回の授業を通して、与えられた事例の中身によって考えることが変わる、ということを体感できました。 私は罪そのものだけを見て判断するべきだと考えていたので、更生を見据えた処分をするべきなどの考え方は思い浮かばず、自分の見識を広められたように感じる。 考える時間が足りなかったのもっと考えてディスカッションする時間が取れればいいと思いました。 心理学的な考え方を出来たのかは分かりませんが答えを直ぐに決められないような内容で沢山考えたのが楽しかったです。 刑罰の意味を考えさせられました。 やはり「加害者が全て悪い」という短絡的な考えはあまりよくないと思いました。 加害者を取り巻く環境というのには世間はあまり触れないように思います。
その他感想（3文） みんな結構結果（殺人）に厳しいなあと感じました。 講義はとても面白かったです。 有意義な時間をありがとうございました。

表5. に示すがごとく、学生からの感想は「学部横断講義に関する感想」（9文）、「次回以降の学びに関する感想」（6文）、「講義に関する感想」（7文）、「その他感想」（3文）に分類することができた。

4. 考察

今後、犯罪加害者の「立ち直り」を重視した社会を目指すことを踏まえ、大学教育において学生が自分自身のもつ犯罪加害者イメージに気づき、模擬事例について考えるPBL型教育の実践効果について、講義の実施前後に行った公正世界信念尺度ならびに厳罰志向性尺度の結果ならびに講義後の感想から検討を行う。

(1) 講義参加による公正世界信念と厳罰志向性の変化の検討

公正世界信念3因子と厳罰志向性得点の間には、事前事後ともに不公正世界信念因子と厳罰志向性に中程度の正の相関があることが分かった。さらに因子間の影響を排した直接の関係を調べるべく、公正世界信念3因子それぞれと厳罰志向性について偏相関係数を確認したところ、事前では内在的公正世界信念因子と厳罰志向性は中程度の負の相関があったが、事後では相関がほぼみられなくなった。不公正世界信念因子と厳罰志向性は、事前では強い正の相関がみられたが事後では中程度の正の相関へとややその強さが弱まった。究極的公正世界信念因子と厳罰志向性では、事前事後ともに相関はみられなかった。

一方で、「公正世界信念」3因子の得点と「厳罰志向性」得点の事前と事後の変化を確認するために対応のあるt検定を行った結果、参加者全員、男性内、女性内、法学系内、臨床心理学系内のいずれでも事前事後での変化はみられなかった。

これらのことから、講義により参加者全体の公正世界信念尺度、厳罰志向性の得点変化はみられないものの、参加者が持つ内在的公正世界信念ならびに不公正世界信念因子と、厳罰志向性との関係には変化が生じている可能性が示唆された。

内在的公正世界信念について、加害者が特定されるような場合においては加害者への非難につながる傾向にあることが指摘されていることや（野中・森永，2020；村山・三浦，2015）、内在的公正世界信念が高い者が、模擬事例の登場人物に対する「報い」があるとみなせる場合とないとみなせる場合の反応が異なることが示されている（中越・稲増，2019）。つまり、今回の結果では講義において模擬事例にふれたことで、参加者の内在的公正世界信念に影響を及ぼしている可能性が考えられる。この内在的公正世界信念と厳罰への意識について、板山（2012）は負の影響を及ぼしていることを明らかにしている一方で、村山・三浦（2015）では正の影響を及ぼしていることを明らかにしている。今回の結果では、事前では負の相関がみられていたが事後ではみられなくなったことから、内在的公正世界信念因子と厳罰を望む考え方においては今後も検討する必要があるだろう。

不公正世界信念因子と厳罰志向性との間の相関は講義後でもみられた。板山（2012）が指摘している「世の中に不正感を感じるほど、犯罪者を厳しく罰するべき」という考えの結びつきがやはり強いことが推察される。しかし、偏相関係数を見ると、事前では.839という強い相関を示していたものが、事後では.623と中程度の相関へと変わった。あくまで今回のみの結果ではあるが、講義に参加することにより、学生が世の中の不正を感じていたとしても、犯罪加害者を厳罰にしたいという思いとそれが結びつく度合いは減じられる可能性があると思われる。

(2) 厳罰志向性の高群、低群別における講義の与えた影響

学生が持つ厳罰志向性の高さに対し、講義が影響を与えているかどうかを確認するために、事前の厳罰志向性得点の平均から厳罰志向性が高い学生と低い学生に分け、高低群内で事前事後の「公正世界信念」3因子と「厳罰志向性」の変化を確認した。その結果、高群において講義に参加したことで厳罰志向性が低くなる傾向がみられた。そこで、高群の厳罰志向性の各質問について事前と事後の変

化を確認したところ、「裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだ」という思いが事後で高まる傾向があり、事後の方が「犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う」ことが弱くなっていた。

このことから、講義に参加する中で、もともと厳罰志向性が高くない学生には、その変化に影響を及ぼす可能性は低いですが、厳罰志向性が高い学生には、裁判における加害者の社会復帰を優先する思いが強まるような傾向があること、犯罪加害者自身が抱える精神疾患の影響について思いをはせるようになることが示唆された。なお、この点については「(4) 講義が与えた影響」でも再度取り上げ検討を行う。

(3) 講義後の感想による検討

講義後に回収された14名の学生の感想、計25文を意味内容の上から分類した結果、「学部横断講義に関する感想」(9文)、「次回以降の学びに関する感想」(6文)、「講義に関する感想」(7文)、「その他感想」(3文)となった。この結果から、異なる学部の学生が協働し、それぞれが普段学ぶ視点から課題に取り組むことの効果があったものと考えられる。

この異なる学部の学生が協働することについて、学部の中だけの学びは視野が狭まる傾向があり、他学部学生との中で自分の知識が役立つ経験により、大学での学びの意味を実感できるという指摘がある (View21, 2011)。このことから、今回の法学系と臨床心理学系の学生が共に同じ課題に取り組んだことで、学生自身が普段その専攻で触れる考え方と違う考え方を学んでいる学生の意見を見聞きすることで、自分自身の学びを振り返り、次なる課題を見出したものと考えられる。

(4) 講義が与えた影響

講義内容を検討することから、上記 (1) ～ (3) についてさらに検討してみたい。

今回の講義では、①学生自身の少年犯罪の加害者に関するイメージの共有と整理、②模擬事例を読み、登場人物である加害者への処遇について、事実経過からの検討と家族背景と生育歴の追加情報を踏まえた検討の実施、③ミニ講義(懲役刑の役割と矯正教育の概論、危害を受けたときの2つの発想、人は様々なことを「心のなかで思ってよいこと」、除外して成立する社会ではなくみなに参加することで成立する社会を目指す)によって構成された。①においては、自分と他の参加者との協働により犯罪加害者への素朴なイメージに気づくことを目的としている。②においては、限られた情報のなかでものごとを判断することの難しさと情報によって考え方が変わる可能性を体験することを目的としている。③においては、犯罪に対する処遇についての初歩的な知識を伝えると同時に、臨床心理学的視点から、自分自身がたとえ他者に対して攻撃的、ネガティブな思いを持ったとしてもそれを自己否定するのではなく、ルールを守りつつ自分にその思いと付き合うのか、そうした思いを持っている人たちと協力しつつ安全・安心な社会を構築するかという講義担当者の考えを説明した。

この①～③のどれが厳罰志向性や公正世界信念へ影響を及ぼしたか、ということについては明らかにさせづらいところがあり、講義内容のどこが有効であるかは示せない。しかし、③のミニ講義を中

心として「相手に対して攻撃的、ネガティブな思いを持ったとしてもその思いを自分の中で否定せず認め付き合うこと。たとえ攻撃的、ネガティブな思いを感じるような相手であっても除外するのではなくともに社会参加をすることを目指すにはどうすればよいのか」を考えさせようとしたことが、厳罰志向性高群の学生の「加害者の社会復帰」への思いが高まる傾向にあることや、「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」という気持ちを減じさせる結果になったのではないかと考えられる。厳罰志向性低群の学生は高群の学生よりもこのようなことを思う気持ちがすでにあるので、講義により変化が生じるようなことはなかったものと思われる。これと同様のことが「②模擬事例」についても考えられる。加害者の家族背景や生育歴を追加情報として提供することによって、加害者も一人の人間として育ちをしていることを参加者は認識したものと思われる。村山・三浦（2015）は、加害者の非人間化が厳罰指向に影響を与えていることを明らかにしている。このことと照らし合わせると、厳罰志向性高群の学生は低群の学生よりも加害者の非人間化を行っている可能性がある。しかし、加害者も同じ人間であるということを意識させられるような情報により、厳罰志向性に影響を及ぼしたのではないだろうか。

また、①～③の共通点は、学生そして講義担当者がこの講義で話題とした「少年犯罪」に対して、専攻する学問系や個人個人としても考え方に相違があることを知る機会となる内容となっているということである。このことがこれまでとは異なる考え方の視点を与え結果として、厳罰志向性と公正世界信念とのつながりにゆらぎを与えたのではないかと推察する。

(5) まとめ

今回、学部横断による講義が与えた影響について厳罰志向性と公正世界信念を用いて検討を行った。この結果、講義が参加者全体の厳罰志向性と公正世界信念との結びつきに変化を与える可能性がある一方で、厳罰志向性、公正世界信念そのものの変化はみられにくいことが明らかにされた。しかし、厳罰志向性の高い学生と低い学生とで比べると、厳罰志向性が高い学生において、厳罰志向性が減じる傾向にあることが分かった。詳細にみると、加害者の社会復帰に対する思いが高まる傾向があり、刑罰と精神疾患について関連させて考えることに変化が生じていた。これらは、講義の中で、犯罪と刑罰の関係を考えるよりも、犯罪加害者も同じ人間であり育ってきた歴史や環境があること、参加者が学問系も含めて異なる考え方をすることを知る体験をしたこと、自分自身の中で相手に対する様々な思いが生じてそれを認めたうえで相手と共に社会生活を送ることを考えてみる大切さを説明されたことが影響を与えたのではないかと考えられた。

本研究では、今回参加した学生の厳罰志向性と公正世界信念を講義直前と講義直後に調査した結果を取り上げ検討している。それゆえ、講義直後に変化したことが明らかとなったが、これが継続的な変化につながっているかどうかはわからない。今後、講義をさらに展開し、参加した学生の数を増やすとともに縦断的な調査を行い厳罰志向性と公正世界信念の変化を調べることが、講義の影響を検討するためにも必要である。また、講義内で行った少年犯罪加害者のイメージについて、講義中に取り上げたもののそれが変化したかどうかの検討も行えていない。本研究では自分自身や他の参加者の少

年犯罪加害者のイメージを知るためという目的で行ったが、講義によって学生自身がもつ素朴な少年犯罪加害者イメージに変化を与えたかどうかの点からも今後検討することが必要であると考える。

講義で用いた模擬事例では、参加者たちと同世代を主人公として取り上げた。これは、参加者たちにより身近に感じられるよう考えられたものであった。しかし、その生育歴等において参加者によってはかえって遠い存在に思えてしまわせてしまうことや、生育歴の中に登場してきた内容によって別のステレオタイプの、stigma的考えを生じさせてしまったかもしれない。少年犯罪に関する調査の中で、子どもを理解しにくいとイメージするほど犯罪不安や被害リスクを知覚し、厳罰化が促進することが指摘されている（向井・藤野，2021）。板山（2018）は、厳罰志向性の程度に差異はなかったとしても、事例の内容に対して刑罰を判断する者の視点取得が影響を与えると量刑の判断に違いが生じることを指摘している。つまり、模擬事例を通して考える際、加害者への理解が進むように、またどれだけ参加者が自分自身とつなぎあわせて考えられるようにするのかということも求められよう。このようなことから、模擬事例の作成にあたっては十分な検討をする必要がある。

本研究では、講義実施にあたり課題や模擬事例を通してディスカッションを行うというPBL教育の方法を用いた。また、模擬事例を扱うPBL教育のうち、医学部型の「医師の思考体験を追体験」というものではなく、参加者がなかなか出会う機会がないトピックを扱い検討するものである（森脇ら，2013）。そして講義内では正解を求めるのではなく、その問題について多角的に考えるために必要な情報や知識についてディスカッションを通して参加者自身が考えようとするものであった。この形式について森脇ら（2013）は、実施する際の留意点として講義担当者の発問（ガイディングクエスト）が重要となることを指摘している。PBL教育においては、学生自身が持つ経験やスキル等をふまえた内容設定を求められている（中山，2013）。今回の講義感想で「考える時間が足りなかった」ことも挙げられており、一講義における学生の実態に合わせた設定内容やその課題量と、講義担当者自身のPBL教育を行う力の向上も求められるだろう。

最後に、厳罰志向性尺度を一因子構造である（板山，2012，2018）として本研究では用いた。しかし、1因子構造ではない可能性が指摘され（向井・藤野，2021）、再検討された結果「厳罰志向」と「更生志向」という2因子構造が見出されている（板山，2022）。今回、講義によって、厳罰志向性高群の学生の「加害者の社会復帰」への思いが高まる傾向にあることや、「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」と思う気持ちを減じさせる結果が見出されているが、この「加害者の社会復帰」や「刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしい」という内容は、板山（2022）の更生志向に含まれる項目であった。つまり、厳罰志向性を1因子構造として考えるのであれば、講義によって厳罰志向性高群の学生の厳罰志向性得点は減じられる傾向にあるといえるが、2因子構造で考えるのであれば、厳罰志向性高群の学生たちの中にある更生志向を増加させる傾向を生みだすともいえる。今後、立ち直りを支援する社会を目指すための社会環境作りとしての大学教育を行うにあたって、学生たちの厳罰志向を一元的に減じさせるというよりも、厳罰志向を持っていたとしても、それと同等以上に更生志向も増加させるようなアプローチを考える必要があると考えられる。

5. おわりに

本研究の結果から、今後求められる犯罪加害者の更生を目指す社会環境作りの一環として、将来更生に関わる可能性がある法学系ならびに臨床心理学系の学生に対する学部横断講義を行う際には、学生自身の更生志向を高めるような講義のあり方と、その効果の継続性も確認できるよう行うことが求められる。

そのうえで、今後刑罰によってその行動を減じさせるにはどうすればよいのかという視点だけではなく、そもそもその行動を起こしてしまった当事者が今後どうすれば同じ行動をとらずに済むのか、さらにいえば刑罰が与えられるような行動をおこさないで済むような行動をとることができるようになるにはどうすればよいのか、というその人そのものの理解と犯罪加害の未然防止を学生が考えられるような大学教育について、さらに検討し実施していくことが重要になると考える。

本研究は、2021年度龍谷大学犯罪学研究センター司法心理学ユニットの活動の一環で行われた。また、この実施にあたり利益相反関係はない。

研究内容について龍谷大学「人を対象とする研究に関する倫理委員会」の倫理審査を受け、倫理基準を満たすものとして認められている（申請番号2021-4）。

6. 引用・参考文献

- 朝日新聞（2022）「再犯防止「拘禁刑」成立へ 刑法改正案、「懲罰」から「立ち直り」に」（2022年6月11日記事）
- 板山昂（2012）「刑罰に対する考え方が量刑判断に及ぼす影響－厳罰志向性尺度の作成と検討－」『日本心理学会第76回大会発表論文集』，p.482
- 板山昂（2018）「厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較」『対人社会心理学研究』，18，pp.165-171
- 板山昂（2022）「刑罰観と量刑判断の世代間比較」『関西国際大学研究紀要』，23，pp.15-22
- 檜原潤（2020）「うつ病罹患者へのスティグマをどう低減するか？－教育心理学から「より良い介入」を考える」『教育心理学研究年報』，59，pp.277-280
- 古藤吾郎（2020）「構造的スティグマがもたらす通報－薬物使用者の権利擁護の立場から－」『精神神経学雑誌』，122（8），pp.616-622
- 小正浩徳，廣橋諒一，武田俊信（2019）「心理系大学生の司法・犯罪分野への意識・認知度調査」『日本心理学会第83回大会発表論文集』，p.431
- 小正浩徳，廣橋諒一，武田俊信（2020）「心理系大学生の司法・犯罪分野への意識・認知度調査II」『日本心理学会第84回大会発表論文集』，p.93
- 坂田瑞帆，川島大輔（2021）「刑務所出所者に対する態度とスティグマの関連－大学生を対象として－」『中京大学心理学研究科・心理学部紀要』，20（1），pp.55-62

- 武田俊信, 石塚伸一, 長谷川直実 (2021)「物質使用障害における医療観察法通院処遇の現状と課題」『臨床精神医学』, 50 (8), pp.873-881
- 中央大学「学部の垣根を越えた実践的な学びで現代の社会に必要な力が身につく」
<<https://www.chuo-u.ac.jp/connect/future/flp.html>> (2022年9月30日参照)
- 津田菜摘, 武藤崇 (2016)「精神疾患に対するスティグマへのアクセプタンス&コミットメント・セラピー (ACT) による介入の可能性」『心理臨床科学』, 6 (1), pp.65-75
- 中越みずき, 稲増一憲 (2019)「なぜ生活保護における不正受給の割合を高く見積もるのか?: 内在的公正世界信念に着目した検討」『日本心理学会第83回大会発表論文集』, p.106
- 中村正 (2011)「「加害者治療」の観点から」『法と心理』, 11 (1), pp.14-20
- 中山留美子 (2013)「アクティブ・ラーナーを育てる能動的学修の推進におけるPBL教育の意義と導入の工夫」『21世紀教育フォーラム』, 8, pp.13-21
- 野中りょう, 森永康子 (2020)「傍観者によるネットいじめの被害者・加害者非難－公正世界信念の下位概念の影響に注目して－」『広島大学心理学研究』, 20, pp.33-48
- 浜井浩一 (2021)『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』, 現代人文社
- 浜松医科大学「PBLチュートリアル教育」<<https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-med/pbl.html>> (2022年9月1日参照)
- VIEW21大学版 (2011)「事例1: 中央大学 学部横断の課題解決型プログラムで学際的な視点を持つ人材を育成する」, 特別号 Vol.1, pp.18-21
- 法務省 (2014) 宣言: 犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
<https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00026.htm> (2022年9月1日参照)
- 三重大学「教育学部PBL教育研究プロジェクト」<<http://pbl.edu.mie-u.ac.jp/>> (2022年9月1日参照)
- 向井智哉, 藤野京子 (2021)「少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連－先行要因としての子どもイメージに着目して－」『実験社会心理学研究』, 60 (2), pp.100-112
- 村山綾, 三浦麻子 (2015)「被害者非難と加害者の非人間化－2種類の公正世界信念との関連－」『心理学研究』, 86 (1), pp.1-9
- 森脇健夫, 山田康彦, 根津知佳子, 中西康雅, 赤木和重, 守山紗弥加 (2013)「教員養成型PBL教育の研究 (その1)」『三重大学教育学部研究紀要』, 64, pp. 325-335
- Goffman Erving (1963) Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity. Prentice-Hall, Inc. 石黒 毅訳 (2012)『スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ 改訂版』, せりか書房
- Ojio Yasutaka, Yamaguchi Sosei, Ohta Kazusa, Ando Shuntaro, Koike Shinsuke (2019)“ Effects of biomedical messages and expert-recommended messages on reducing mental health-related stigma: a randomised controlled trial” Epidemiology and Psychiatric Sciences , 29, e74

謝 辞

本研究実施にあたり、龍谷大学法学部古川原明子教授ならびに浜井浩一教授のご協力をいただきました。ここにお礼を申し上げます。

6. 参考資料

(1) 公正世界信念尺度一覧

質 問 項 目
究極的公正世界信念因子
1 苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがて来る
2 ひどく苦しんだ者はいつか報われる
3 不公平に苦しむすべての人々が報われる日がいつか来るに違いない
4 すべての悲運はいつか幸運によって埋め合わされる
内在的公正世界信念因子
5 悪事をたくらむ者はそのたくらみによって墮落する
6 人を犠牲にして何かを得る者は最終的に多大な犠牲を払うことになる
7 どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである
8 悪事を働くすべての者はやがてその責任を負うことになる
不公正世界信念因子
9 世の中の大抵のことは不公平だ
10 どこを見ても世の中に公平はない
11 世の中は不公平なことだらけだ
12 世の中のあるものは全く不公平だ

質問紙は、上記1～12の質問項目をランダムに並び替えて実施された。

(2) 厳罰志向性尺度一覧 (R) は逆転項目)

質 問 項 目	
1	裁判所は犯罪者に甘すぎると思う
2	自分が裁判員に選ばれたら、今までよりももっと重い刑を与えたい
3	殺害したのが1人だからという理由で、死刑にならないのはおかしいと思う
4	凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある (R)
5	メディアの報道を見て、なぜ刑罰があんなに軽いのかと疑問に思うことがある
6	犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う
7	たとえ殺人事件を起こしたとしても、死刑にすることには反対である (R)
8	たとえ刑に服したとしても、犯罪者が完全に更生するのは無理だと思う
9	裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う (R)
10	裁判官だけで裁判がおこなわれていた時の刑罰は軽すぎると思う
11	罪の重さ(例:万引きと強盗)に関わらず、犯罪者には厳罰を与えるべきだと思う
12	刑罰は、犯罪者に「苦痛を与えるため」のものだと思う
13	犯罪に対してはそれ相応の罰をもって償うべきだと思う(目には目を、歯には歯を)

質問紙は、上記1～13の質問項目をランダムに並び替え実施された。

また、結果分析では板山(2018)にならい、1～9の項目を採用した。

(3) 講義実施時のPowerPointの内容と講義作成時の参考資料

事前アンケートに回答をお願いします。	「少年犯罪の加害者」と聞いてイメージすることは？ 1 付箋紙1枚につき、一言言葉や文章をかいてください(計5枚分)。 2 5枚かきおわたたら、班内で共有し、その意味が同様のイメージのものを集めてグループ化してください。 3 グループ化したものについて、そのグループを代表するタイトル(グループ名)をつけてください。 4 自分たちのグループにおける「少年犯罪の加害者」イメージについて、その説明を考えてください。
1	2
模擬事例を読んで考えてみよう	 出典：茨城県警察
3	4

懲役刑（死刑の次に重い刑罰）の役割

隔離

犯罪を起こした人物を、刑事施設に隔離し、社会の安全性を保つ

抑止

長期に渡り自由を奪うという罰を与える事で、犯罪抑止を狙う

矯正

刑務所内で強制労働させることで、再犯防止・生活習慣改善・職業訓練などを行う

5

少年事件における処遇

再犯・再非行にならずに、社会復帰・社会参加(更生)

⇒ 非行の要因を『とりのぞく』
このための『支援』とは？

6

矯正教育とは

生活指導： 善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得

職業指導： 勤労意欲の喚起、職業上有用な知識・技能の習得

教科指導： 基礎学力の向上、義務教育、高校卒業程度認定試験受験指導

体育指導： 基礎体力の向上

特別活動指導： 社会貢献活動、野外活動、音楽の実施

7

人に危害をおよぼす事案にであうと・・・

「道徳」的発想

悪いことをしたら、罰をうけなければならない
(悪いことをする人と一緒に生活したくない)

「法律」的発想

悪いことに対する法整備が足りていない
(一度悪いことをしたら、二度と社会参加させない)

8

「法律」と「心理」を考えてみると

「法律」は、社会生活上の最低限の『行動』のルール

「心理」は、社会生活を送るうえで、認められることも認められないことも心のなかで「自由」に思っただけのこと

「法律」と「心理」を融合すると・・・

この「地域」で生活する人全員が、安心・安全に、幸せに生活することができる最低限のルールとは？

だれかを除外することで成立するのではなく
みなに参加することで成立する社会を目指すには？

9

今回の模擬事例をもとに

この少年への支援を考えるにあたり、どのような講義や演習、見学や実習があると、考えることができるようになる、または考えを深めることができるようになると思いますか？

法学の方は、法学の学びから

臨床心理の方は、臨床心理学の学びから

10

事後アンケートに回答をお願いします。

11

参考資料

弁護士相談広場

<https://www.bengohiroba.jp/>

法務省

https://www.moj.go.jp/soshiki_shisetsu_index.html

茨城県警察

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/youth/documents/tetuduki-r3.pdf

山崎聡一郎（2021） こども六法の使い方 弘文堂

12

(4) 模擬事例の内容

① 【ディスカッション2 開始時提示内容】

20××年□月○日23時ごろ、アルバイトからの帰宅途中で会った大学生Aさん（男性：19歳）は、通りがかった男に金品を要求された。Aさんはそれを拒否し、その場から逃げ出そうとするも男ともみ合いとなった。その中で、男は、男が持っていたナイフでAさんを刺した。騒ぎ声に気づいた近隣の住民が警察に通報、警察官が現場に駆け付けると、男は慌てて逃げだした。

Aさんは重傷を負い緊急入院するも、ナイフが身体深くに刺さっており、またその箇所も悪く、事件から2日後に懸命の処置もむなしく、他界した。

その後、警察の捜査によって、男が特定され身柄が拘束された。

事件に関与した男は、ヨータ（男性：19歳、無職）という。その後の調べによって事実を認めており、犯行の動機として、高校時代にあったAとのいじめによるトラブルのためだと述べている。

② 【再ディスカッション用追加資料】

家庭裁判所での調査また検察官による取り調べの中で、ヨータについて次のようなことが分かった。

ヨータは、父（40代後半、国家公務員）、母（40代後半、看護師）の3大家族。幼児期から動物や虫に興味を持つようになり、さらにその後動物や虫の亡がらに強く執着するようになった。小学校に入学後、図書館によく通うようになりそこでは解剖図などの写真が掲載された本をよく読んでいたという。やがて、その興味関心は人間へと広がり、高校入学後は、医学部進学を目指すようになった。その当時の高校の進路担当の教員によると、彼の医学部進学の動機は「ヒトの解剖がある」ということのみだったという。なお、事件当時は自宅での浪人生活を送っていた。

小・中・高校での成績は非常によかったが友人関係はほぼなかった。高校時代の同期生によれば、高2生時クラスメイトからいじめのようなものを受けていたようで、さらにそのことを行っていたうちの一人にAさんもいたことが明らかになった。

当初、Aさんとの関係についてヨータは何も語らなかったが、検察官からその事実を尋ねられると、表情を変えることなく「高2の時、BやCからいじめを受けていた。その時Aはそばにいて、助けてくれなかった。いじめはAのせいだ。だから、Aに謝罪させようとした。Aが悪いのだから謝罪や罰があってもおかしくないはずだ」と話した。

また、事件についてヨータは、「Aが謝って、金を払えればそれで許してやったのに、なぜ謝らないのか。抵抗したのが悪い。ナイフはAが攻撃したときの護身用に持っていた。Aがやはり攻撃してきたので、ナイフで身を守ろうとした。それでもAが謝らないから、俺がナイフで刺した。正当防衛だ。悪いのはA。なぜ自分が少年院に行くことになるのか」と話している。

ヨータの父は、普段から帰宅もおそく休日も自分の趣味に没頭し、家族とあまり関わらないような生活を送ってきた。学校のことも母にまかせてある、と言い、これまでも学校行事等に参加することはなかった。今回の事件については、「ヨータは18歳を過ぎたのだから、自分が行ったことは法律に基づき、自分で償いをしなくてはならない」と、どこか他人事のような話をしていた。

ヨータの母は、乳児期に人見知りしないヨータのことを気にしていた。3歳児健診で発達相談を受けるように勧められ、地域の発達支援センターにヨータが6歳まで共に通っていた。小学校の就学前健診の際、発達支援センターの担当者（福祉職）から発達のかたよりの可能性を言われると、それ以降、「ヨータは発達に特性があるから」と発達支援センターに通うことはなくなった。小学校に入学後、クラスメイトとの関わりについて担任から話があっても、「発達に特性があるから」と言いあまり気にした様子はみせなかった。さらに、その特性に合わせた対応をしない担任の方が問題だ、と学校の管理職へ電話をかけるようなことがしばしば見られたという。ヨータの友人関係については、「ヨータのことを理解してくれる友人がいればいいのに」とは話すものの、そこまで気にしているようには見えなかった。高校時代のいじめについては「ヨータは何も言わなかったの」とまったく知らなかった。事件については「まさかこんなことになるなんて、ヨータも悪いのかもしれないが、相手もヨータをそそのかしたではないか、きっとそうに違いない」と、母は述べていた。

③【ディスカッション用質問】

「① ヨータへの処遇として、あなたは『刑事処分（法律に基づく刑罰を与える）』が良いと思いますか？それとも『保護処分（更生を（社会復帰）を目指した矯正教育）』がよいと思いますか？理由と共に意見を述べてください」、 「② ヨータが社会復帰・参加するにあたり、どのような支援を行うと良いと思いますか？具体的にかつ理由もともに意見を述べてください」、 「③ ヨータの矯正教育や社会復帰・参加ための支援を考えるために、どのような情報があるとより考えやすくなると思いますか？」の3つの質問を提示し、グループ内で検討を行った。

受付日：2022年10月6日